



第17回木津川市都市計画審議会

第1次木津川市都市計画マスタープラン 後期計画の策定について



平成27年7月31日
木津川市建設部都市計画課

1. 第1次木津川市都市計画マスタープランの中間見直し



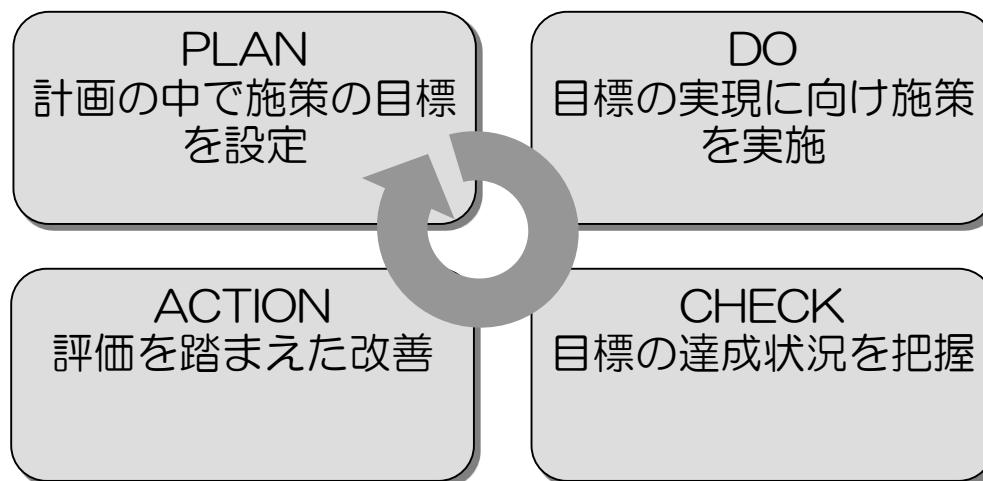
(1)都市計画マスタープランの見直し

IV 都市計画の推進方策

3. 都市計画マスタープランの進行管理

②都市計画マスタープランの見直し

今後の社会経済情勢の変化等により、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることも予想されます。このため、総合計画に位置付けられた施策評価との連携を図りつつ成果を検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。



1. 第1次木津川市都市計画マスタープランの中間見直し



(2) 見直しの背景

- ・平成27年には策定後5年が経過し、計画の中間に当たる
- ・都市計画法等の改正
- ・都市施設の整備状況及び土地利用状況等の変化
- ・相楽都市計画区域マスタープランの見直し
- ・木津川市総合計画後期基本計画の策定
- ・その他の上位計画や関連する計画との整合性

(3) 見直しの目的

現行計画に基づく、まちづくりを着実に継承することを基本に、環境変化に柔軟に対応するため、これまでの5年間の進捗状況を検証し、今後5年間に取り組むべき施策や実現性の高い具体的な方針を確立する

1. 第1次木津川市都市計画マスタープランの中間見直し



(4) 計画の名称

「第1次木津川市都市計画マスタープラン後期計画」

(5) 計画期間

平成28年から平成32年までの5年間

(6) 計画策定に際しての基本方針

- ①実現性・実効性の確保
- ②わかりやすい計画
- ③他の計画等の関連
- ④市民との協同による計画づくり

1. 第1次木津川市都市計画マスタープランの中間見直し



(7) 主な見直しのポイント

- ①都市施設の整備状況及び土地利用状況等の変化に対応
 - ア.重点プロジェクトにおける、「主な施策・事業等」の進捗確認及び見直し
 - イ.道路の方針における、「対象路線」の進捗確認及び見直し
 - ウ.全体構想及び地域別構想における、「主な取り組み」の進捗確認及び見直し
- ②上位計画や分野別計画との整合

(8) 計画策定の体制



2. 第1次木津川市都市計画マスタープランの概要

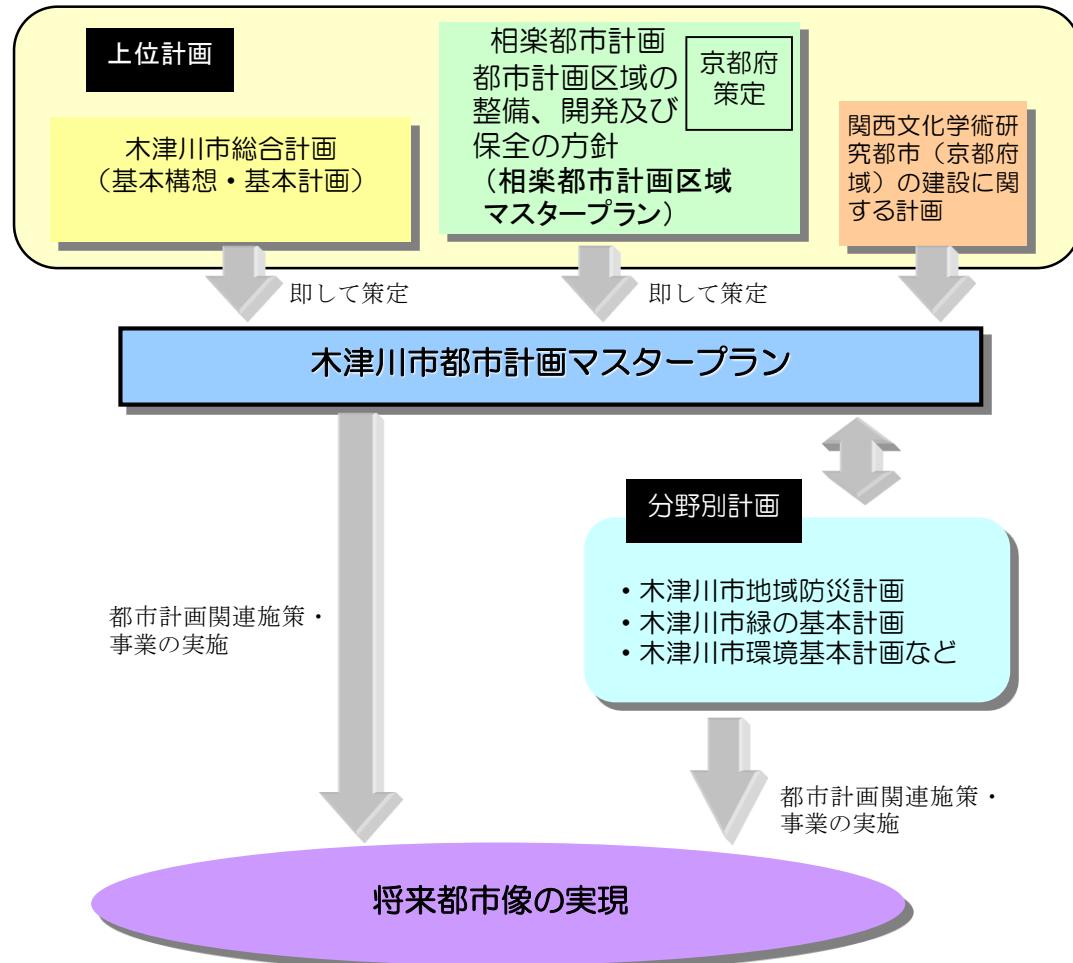


I 計画の前提

(1) 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画法第18条の2に基づく計画

市が目指すべき将来像を市民と一緒に考えながら、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と市民がこれを共有しながら実現するための計画





2. 第1次木津川市都市計画マスタープランの概要

(2) 都市計画マスタープランの役割



(3) 構成と目標年次、対象期間

①構成

I 計画の前提

- 前提条件の整理
- 木津川市をとりまく現状と都市計画の課題

II 全体構想

- 都市計画の目標
- 重点プロジェクト
- 都市計画の方針（分野別方針）

III 地域別構想

- 地域区分の考え方
- 地域別構想

IV 都市計画の推進方策

- 住民・事業者・行政の協働によるまちづくりの推進
- 効率的な都市計画行政の推進
- 都市計画マスタープランの進行管理

②目標とする年次

平成32年（2020年）

③対象範囲

都市計画区域外も含めた木津川市全域



2. 第1次木津川市都市計画マスタープランの概要

II 全体構想

(1) まちの将来像(第1次木津川市総合計画より)

木津川市の将来像

水・緑・歴史が薫る文化創造都市 ～ひとが耀き ともに創る 豊かな未来～

歴史・文化や自然・環境を活かした美しいまちづくり ～愛着と誇りの持てるまちづくり～

知の集積を活かした新しいまちづくり ～新時代を創造するまちづくり～

市民が主人公のまちづくり ～みんなで創るまちづくり～

豊かな市民生活を実現するまちづくり ～安心して生涯を託せる心豊かなまちづくり～

(2) 都市計画の目標

都市計画の目標

人、自然、文化 調和と発展のまち・木津川市

(3) 都市計画を進めていく上での基本的な視点

- ・木津川市らしさを演出する
- ・まち全体の一体感を高める
- ・環境と調和した持続可能な都市を構築する
- ・まち全体の安全性を高める
- ・まちの活力を引き出す

2. 第1次木津川市都市計画マスタープランの概要



(4) 将来都市構造





2. 第1次木津川市都市計画マスタープランの概要

(5) 人口フレーム

平成32年（2020年）における人口フレーム	7万5千人
将来自目標人口	10万人

(6) 重点プロジェクト

重点プロジェクト	概要
木津川市一体性強化プロジェクト	地域（旧3町）間及び市内外の移動の円滑化を図り、まちの一体性の強化と市全域の均衡ある発展の基礎を築くため、道路等の都市基盤整備による円滑な道路環境の実現を図るとともに、利便性の高い公共交通網の形成を図ります。
まちの活力創出プロジェクト	関西文化学術研究都市の研究施設や豊富な歴史的文化遺産等の地域資源を、まちの価値をさらに高めるとともに市の活力を生み出すものとして個々の魅力を最大限に引き出す取り組みを進め、まちの活性化を図ります。
住みよさ向上プロジェクト	都市づくりにおける安心・安全に関わる道路・都市防災の強化、ごみ処理・水洗化など市民生活に欠かすことができない基礎的な都市的サービスの提供をはじめ、都市景観形成のためのしくみづくり、循環型社会形成を推進するための施設整備などに取り組みます。

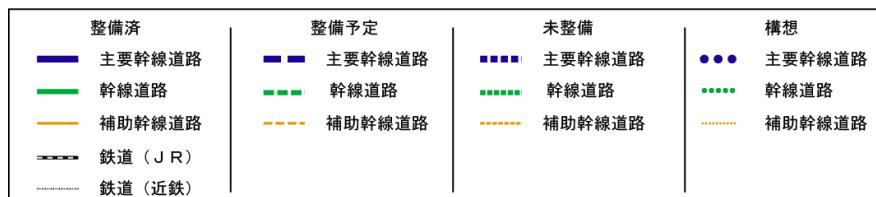
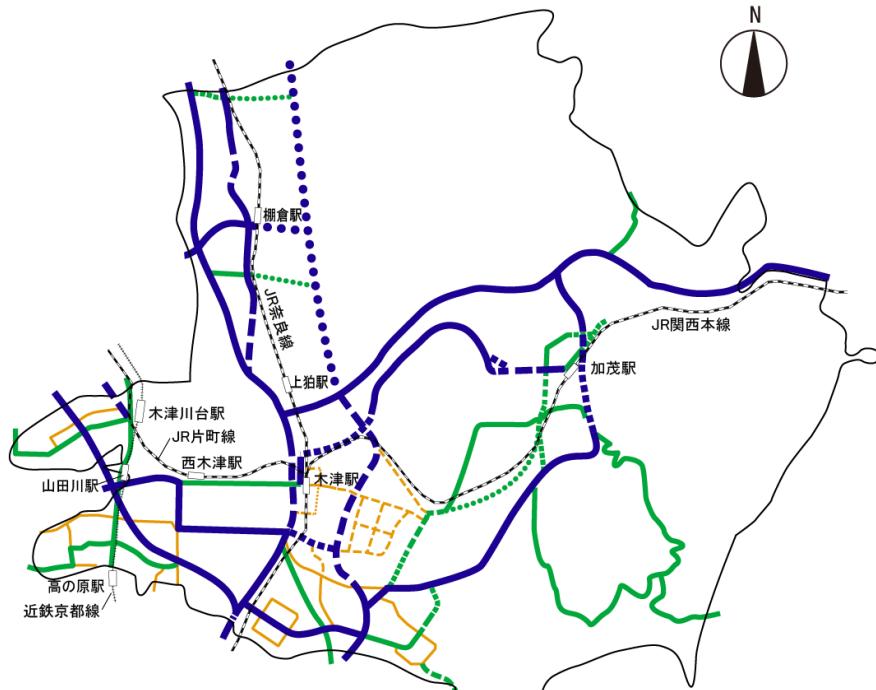
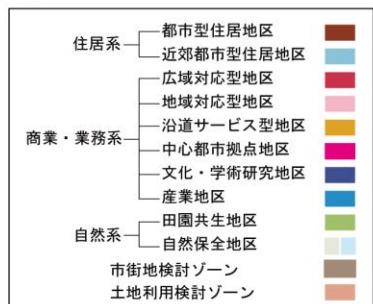
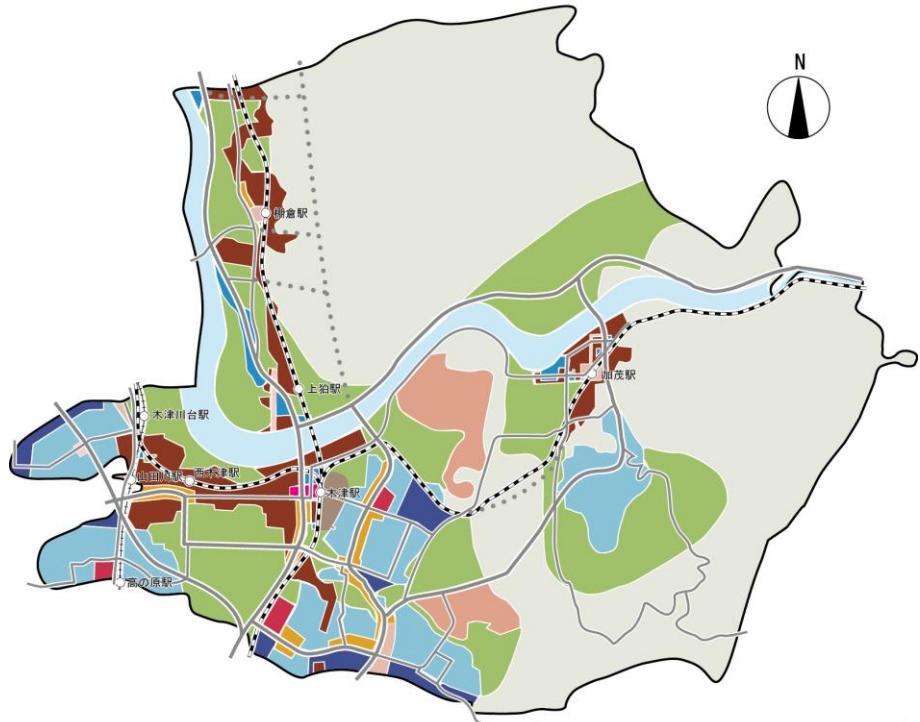
2. 第1次木津川市都市計画マスタープランの概要



(7) 都市計画の方針(分野別方針)

②交通施設・公共施設の方針

①土地利用の方針



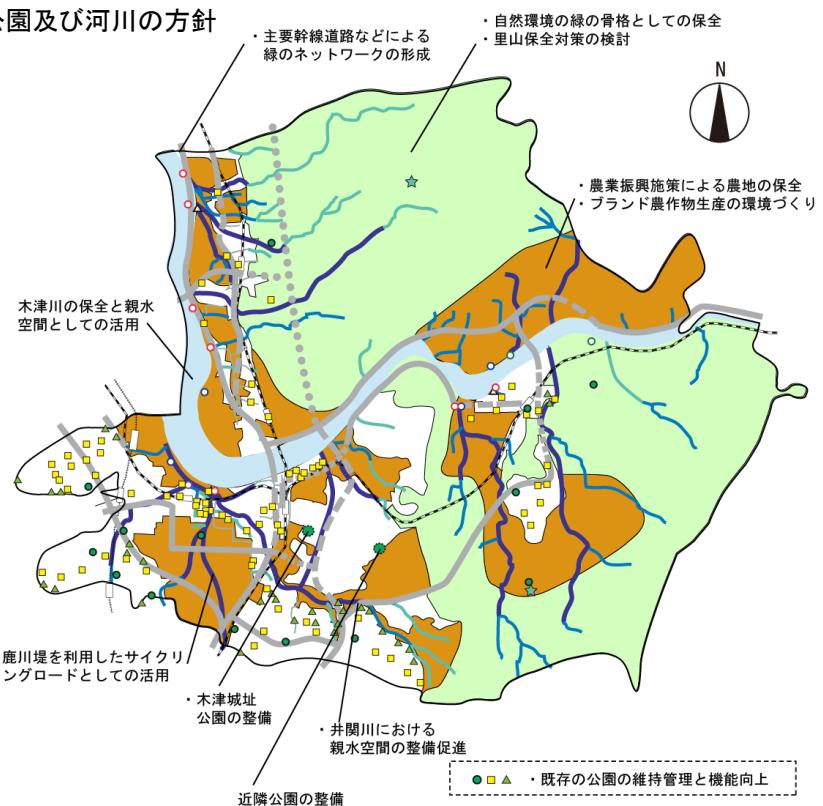
2. 第1次木津川市都市計画マスタープランの概要



(7) 都市計画の方針(分野別方針)

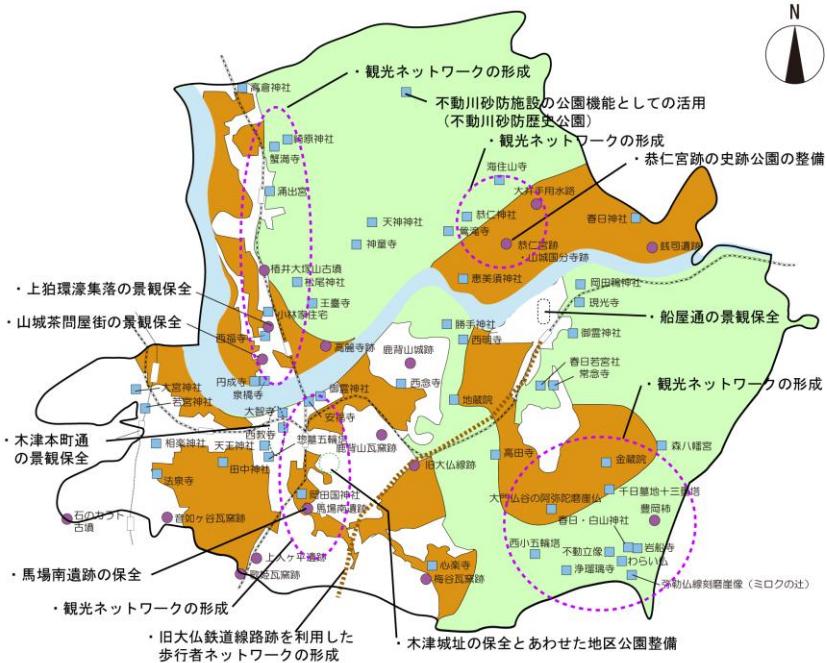
③都市・自然環境及び歴史的文化遺産の方針

○公園及び河川の方針



- 地区・近隣・広場公園
- 街区公園
- ▲ 緑道・都市緑地
- ★ レクリエーション施設
- 一級河川
- 準用河川
- 主な普通河川
- 都市下水路等
- 国権門（直轄）
- 国権門（受託）
- 市権門
- 府権門
- △ ポンプ設備
- 農地（田園共生地区）
- 山林の緑（自然保全地区）
- 主要幹線道路

○歴史的文化遺産の方針



- ●・歴史的文化遺産の保全と周辺環境の整備

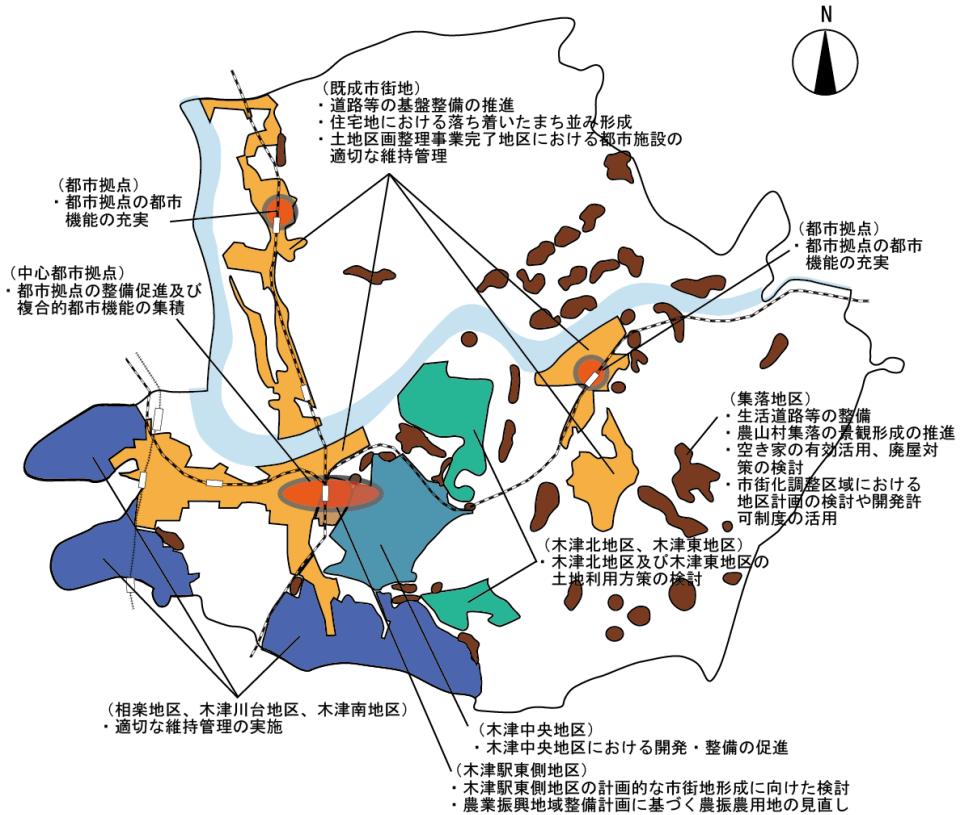
- 文化財（社寺等）
- 遺跡等



2. 第1次木津川市都市計画マスタープランの概要

(7) 都市計画の方針(分野別方針)

④市街地及び集落の方針



⑤都市景観形成の方針

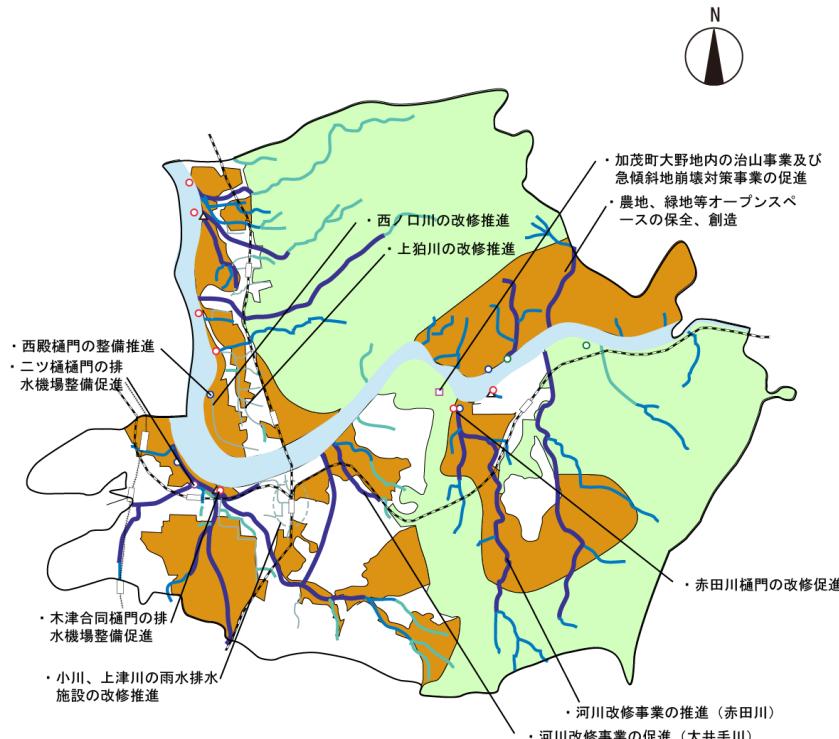




2. 第1次木津川市都市計画マスタープランの概要

(7) 都市計画の方針(分野別方針)

⑥ 都市防災の方針



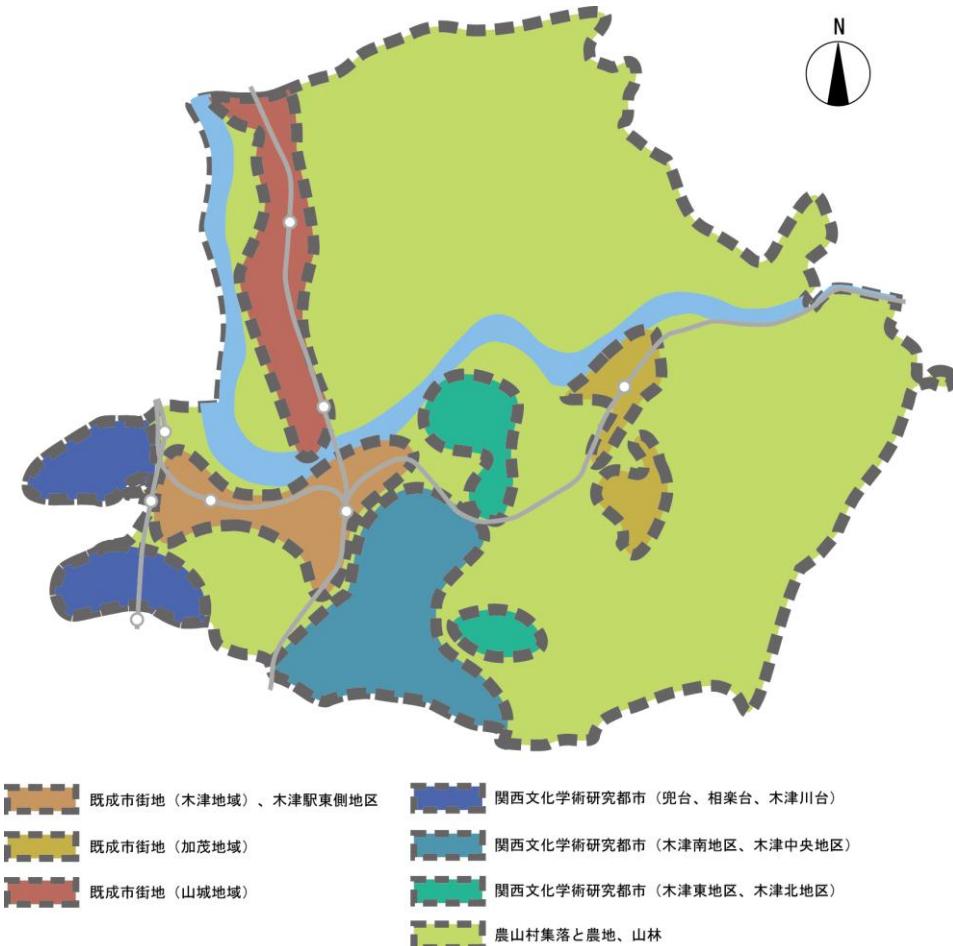


2. 第1次木津川市都市計画マスタープランの概要

III 地域別構想

(1) 地域区分の考え方

地域区分	対象となるエリア
①既成市街地（木津地域）、木津駅東側地区	木津川市の中心核（中心市街地）及びその周辺（学研都市を除く）
②既成市街地（加茂地域）	加茂地域の市街化区域
③既成市街地（山城地域）	山城地域の市街化区域
④関西文化学術研究都市（兜台、相楽台、木津川台）	整備済の学研地区
⑤関西文化学術研究都市（木津南地区、木津中央地区）	整備・開発中の学研地区
⑥関西文化学術研究都市（木津東地区、木津北地区）	未整備の学研地区
⑦農山村集落と農地、山林	市街化調整区域（木津駅東側地区を除く）及び都市計画区域外





3. 人口フレームについて

平成32年（2020年）における人口フレーム	7万5千人
将来目標人口	10万人

(1) 人口フレーム決定根拠

- 平成32年木津川市人口 70,873人（国立社会保障・人口問題研究所公表「日本の市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）」）
- 木津中央地区（城山台）の計画人口11,000人の約半数が増加と仮定
- 他地域の人口の自然減少を仮定

よって目標人口を75,000人と設定



3. 人口フレームについて

平成32年（2020年）における人口フレーム	7万5千人
将来目標人口	10万人

(2) 国立社会保障・人口問題研究所公表（最新版）

- 平成32年木津川市人口 **76,320人**「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

(3) 木津川市公表 人口集計表

- 平成27年6月末人口 73,638人
- 平成24年5月末（木津中央地区（城山台）使用収益開始時）人口 71,760人

この間の人口の平均月別増加人数は約49人／月

今後この平均増加人数で平成32年末まで増加すると仮定した場合の人口 **76,872人**

(4) 京都府策定 相楽都市計画区域マスターplan

- 平成27年目標人口 126,200人（現行計画）
- 平成37年目標人口 122,900人（改定計画 事務案）



3. 人口フレームについて

平成32年（2020年）における人口フレーム	7万5千人
将来目標人口	10万人

(2) 国立社会保障・人口問題研究所公表人口
(3) 木津川市公表「人口集計表」からの仮定 } 76,000人程度であり、現行の
人口フレームと同程度

(4) 京都府策定の「相楽都市計画区域マスター プラン」 } 目標人口の下方修正

以上のことから、人口フレームの修正は行わない方向で検討



4.今後のスケジュールについて

2015

2016

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
都市計画審議会へ諮問	★										
庁内ワーキングチーム	★	★			★		★				
関係機関(府等)意見照会(約3か月)			●	→							
都市計画審議会へ(素案)報告					★						
政策会議(中間案)確認					★						
パブリックコメント(30日間)					●	→					
議会全員協議会報告						★					
都市計画審議会へ(案)報告、答申							★				
計画策定(政策会議の決定による)							★				
議会上程								★			